

公 告

次のとおり企画競争について公告します。

令和5年11月6日

全国健康保険協会石川支部
支 部 長 赤 澤 信 秀

1. 企画競争に付する事項
電話対応研修委託業務

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4、5、6年度厚生労働省企画競争参加資格（全省庁統一参加資格）「役務の提供等」においてA、B、C又はDの等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近1年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) 本業務と同様の業務受託実績を有する者であること。

3. 契約候補者の選定

企画書募集要領及び企画書作成のための仕様書に基づき提出された企画書等について書面にて評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4. 企画競争に係る説明について

企画競争参加希望者に対して、募集要領等を交付する。

募集要領の交付場所及び問い合わせ先

〒920-8767 石川県金沢市南町4番55号 WAKITA金沢ビル9階

全国健康保険協会石川支部 企画総務グループ（担当） 山形

電話 076-264-7201 FAX 076-264-7206

5. 仕様書等に対する質問の受付及び回答

質問は下記により、FAXで受け付ける。

- (1) 受付先 4に同じ
- (2) 受付期間 令和5年11月16日（木）午前10時00分まで
- (3) 回答 令和5年11月20日（月）午後5時00分までにFAXにて行う

6. 企画競争参加申込書、資格確認書類及び企画提案書の提出方法、提出場所、提出期限

- (1) 提出方法 直接提出（持参）もしくは、郵送（追跡が可能であること）とする。
- (2) 提出場所 〒920-8767
石川県金沢市南町4番55号 WAKITA金沢ビル9階
全国健康保険協会石川支部
- (3) 提出期限 令和5年12月8日（金）午前11時00分まで

7. その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 契約保証金
全額免除とする。
- (3) 企画書の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した企画書、その他競争参加の条件に違反した者の提出した企画書は無効とする。
- (4) 本業務において知り得た情報を契約期間中はもとより契約終了後であっても他に漏らし又は目的外に使用しない者であること。
- (5) 詳細は企画書募集要領による。

【参考】

全国健康保険協倫理規定(抜粋)

(退職者による依頼等の規制)

第23条 役職員であった者は、退職後2年間、役職員に対し、当該役職員であった者が退職後にその地位に就いている営利企業等又はその他の営利企業等に対して便宜を図るために職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

全国健康保険協会会計細則(抜粋)

(競争に参加させることができない者)

第30条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる者

(競争に参加させないことができる者)

第31条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。
 - 3 第1項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。